

新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務
公募型プロポーザル 質疑に対する回答（令和８年７月31日時点）

No.	資料名	頁	質 問	回 答
1	募集要領	1	審査委員会の構成については公表されていないでしょうか。	審査委員会の人数については、5人を予定しています。所属や氏名等については、審査委員会終了後まで非公表としています。
2	募集要領	1	本プロポーザルの審査員における、審査委員会の委員様の人数、氏名、役職などをご教示ください。	No.1の回答のとおりです。
3	募集要領	1	本プロポーザルの審査にあたる審査委員について、事前に公表される予定はありますでしょうか。公表される予定がある場合、その時期および公表方法についてご教示ください。	No.1の回答のとおりです。
4	募集要領	2	設計共同企業体の代表構成員又は構成員として受注した設計業務は、「元請として完了した実績」に該当するでしょうか。該当する場合、代表構成員・構成員の別や出資比率等の条件はありますでしょうか。	設計共同企業体の代表構成員、構成員ともに「元請として完了した実績」として該当します。また、代表構成員・構成員の別や出資比率等の条件はありません。
5	募集要領	2	協力事務所が、他の参加者の協力事務所を兼ねることは可能でしょうか。	協力事務所が、他の参加者の協力事務所を兼ねることは可能です。
6	募集要領	3	建築構造、電気設備、機械設備、積算の主任技術者を、協力事務所から配置することは可能でしょうか。	各主任技術者を協力事務所から配置することは可能です。
7	募集要領	4	12.提出書類の取り扱いに「高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります」とありますが、提出時期はいつになりますでしょうか。	参加者から提出のあった企画提案書が開示請求の対象となります。事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は高知県情報公開条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、対象となる情報があれば、企画提案書の提出時に様式2も併せて提出してください。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
8	募集要領	4	様式2の高知県情報公開条例に基づく開示請求の理由記載の書類ですが参加表明書、一次提案書、二次提案書の各々の書類を提出する際に一緒に提出するのでしょうか。 それとも高知県より事前に連絡があり提案書を公開する際に当社より提出するのでしょうか。提出時期をお教え下さい。	No.7の回答のとおりです。
9	募集要領		第二回質疑対応は予定されていますでしょうか。	第二回の質疑は予定していません。
10	募集要領		共同企業体にて参加をする場合、構成員の最低出資比率の規定はございますでしょうか。	共同企業体で参加する場合の、構成員の最低出資比率の規定はありません。
11	説明書	1	用途地域の変更について高知市と協議中とありますが、現時点で想定している変更後の用途地域、建ぺい率、容積率、高さ制限及び変更時期をご教示ください。また、用途地域変更が設計期間中に完了しない場合、設計条件は現行用途地域と変更後の想定条件のどちらを基本とするのでしょうか。	用途地域の変更について、現在高知市と協議中であり、その内容や変更時期については、現時点ではお答えできませんが、用途地域が変更となる前提でご提案ください。 また、用途地域変更が設計期間中に完了しない場合については、県と受注者との間で協議のうえ対応を決定させていただきますが、基本的には用途地域変更後の条件での設計を想定しています。
12	説明書	1	1.整備の概要（6）用途地域に「用途地域の変更について、現在高知市と協議中」とありますが、変更が前提での計画と考えてよろしいでしょうか。※アスパルこうち側の第一種住居地域への日影規制等の制限を受けると考えられます。	用途地域の変更について、現在高知市と協議中ではありますが、用途地域が変更となる前提でご提案ください。
13	説明書	1、2	4 業務内容、解体設計は含まないと考えてよろしいでしょうか。	本業務に解体設計業務は含まれていません。
14	説明書	1、2	現地解体設計の業務は本業務に含まれないと考えて宜しいでしょうか。	No.13の回答のとおりです。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
15	参加申込書作成要領	1、2	会社及び技術者の設計実績について、基本設計のみでも実績として認めて頂けるのでしょうか。	基本設計、実施設計両方の実績が必要です。ただし、必ずしも同一の事業で実績がある必要はなく、それぞれ異なる事業での実績で問題ありません。
16	参加申込書作成要領	2	2（9）様式【申】4-1から【申】4-1（管理技術者及び主任技術者の設計業務実績）に記載する内容は、次のとおりとしてください、とありますが、様式【申】4-2～4-4も対象に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、記載の誤りです。別添のとおり参加申込書作成要領を修正いたします。
17	参加申込書作成要領	2	2（9）ウ主な業務内容の記入は、業務実績に記載された業務中において、それぞれの立場で経験した高等の専門的応用能力を必要とした事項についての業務内容を記入すること。とありますが、「基本設計」「実施設計」「意図伝達業務」「工事監理」といった内容を記載すればよいという理解でよろしいでしょうか。	この業務内容については、実績の業務において、高度な専門的対応が求められた業務内容をより具体的に記載してください。
18	参加申込書作成要領	2	日本建築学会の作品選集、日本建築家協会の優秀建築選は賞の対象となるでしょうか。また賞により評価点の差はありますでしょうか。	日本建築学会の作品選集への掲載のみでは賞の対象とはなりません。ただし、「作品選奨」に選考された場合は、賞の対象とします。また、日本建築家協会の優秀建築賞は賞の対象とします。なお、点数の評価方法については、現時点ではお答えできません。
19	参加申込書作成要領	2	「新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務 公募型プロポーザル参加申込書作成要領」3添付書類(2)①営業に関する登録の証明書（写し）は、具体的にどのような書類が必要でしょうか。	同じく添付書類で提出を求めている、商業登記簿本や納税証明書で事務所の営業実態を確認することができるため、営業に関する登録の証明書（写し）の提出は不要とします。それに伴い、別添のとおり参加申込書作成要領を修正しています。
20	参加申込書作成要領	2	「新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務 公募型プロポーザル参加申込書作成要領」3添付書類(2)③は、管理技術者、すべての主任技術者の経歴が必要でしょうか。また、協力事務所から主任技術者を配置する場合、経歴は必要でしょうか。	令和8・9年度高知県測量建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有していない参加者が雇用する技術者で、本業務の管理技術者、主任技術者として配置する技術者は全て提出してください。なお、協力事務所から配置する主任技術者については提出不要です。
21	参加申込書作成要領	2	「新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務 公募型プロポーザル参加申込書作成要領」3添付書類(2)⑥本店所在地の納税証明書(原本) について、国税の納税証明書の種類に指定はございますか。	国税の納税証明書の種類に指定はありません。全ての税目について滞納がないことを証明してください。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
22	参加申込書作成要領	2	3添付書類について、共同企業体で参加する場合のP.3（5）「共同企業体協定書」は、任意様式で作成してもよろしいでしょうか。	任意様式で問題ありません。
23	参加申込書作成要領	2	共同企業体協定書は任意様式でよろしいでしょうか。	No.22の回答のとおりです。
24	参加申込書作成要領	2	配置技術者の実績において、当社に所属する前に所属していた企業での実績も、参加資格の要件をクリアしていれば対象となると考えてよろしいでしょうか。	配置技術者の実績については、技術者の所属先は問いませんので、参加資格の要件を満たしていれば、実績の対象となります。
25	参加申込書作成要領	2	受賞実績において、当社で実施設計を行った案件ではありますが、基本設計を他社が行っており、受賞申請を他社が行って受賞している案件であっても、実施設計を受託して設計者として従事している案件であれば、受賞実績とみなされ则认为てよろしいでしょうか。	実施設計を代表者として実施していれば受賞実績としていただいて問題ありません。なお、その場合は、そのことを確認できる書類の提出をお願いします。
26	参加申込書作成要領	2	3 添付書類（1）事務所の設計業務実績（様式【申】4-1）を証する書類（契約書等の写し）とありますが、「様式【申】3-1」の誤記と考えてよろしいでしょうか。併せて、契約書等の実績を証する書類は、様式【申】3-1に記載する全ての実績について提出する必要があるか、様式【申】3-2に詳細を記載する1件のみでよいかをご教示ください。	ご指摘のとおり、「様式【申】3-1」の誤りですので、別添のとおり参加申込書作成要領を修正いたします。また、契約書等の実績を証する書類は、様式【申】3-1に記載する全ての実績について提出をお願いします。
27	参加申込書作成要領	2	3 添付書類（1）事務所の設計業務実績（様式【申】4 - 1）を証する書類（契約書等の写し）は様式【申】3 - 1ではないでしょうか。	No.26の回答のとおりです。
28	参加申込書作成要領	2	協力事務所について、参加申込書提出後に追加又は変更することは可能でしょうか。可能な場合、一次提案書提出時及び二次提案書提出時のそれぞれについて、変更可能な期限及び必要な手続をご教示ください。	協力事務所は一次提案書提出期限までであれば、追加又は変更することを可とします。参加申込書提出以降に協力事務所に追加等があった場合は、様式【申】5及び参加申込書提出時点から内容に変更があった様式を再度提出してください。なお、参加申込書提出以降に協力事務所を変更する場合、それに伴い主任技術者を配置できなくなると参加資格要件を失いますのでご注意ください。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
29	参加申込書作成要領	2	様式【申】5（協力事務所の概要）は、協力事務所未確定の場合は、決まり次第提出してもよろしいでしょうか。	No.28の回答のとおりです。
30	参加申込書作成要領	2	共同企業体の場合でも様式【申】5 協力事務所の概要は必要でしょうか。	代表者、構成員以外に協力事務所を加える場合には、様式【申】5 を提出してください。
31	参加申込書作成要領	2	参加申込書の様式【申】1～様式【申】5に記載する各種実績の根拠資料（添付書類）は、「参加申込書作成要領P.2_3 添付書類」（1）の記載の通り、様式【申】3-1に記載する事務所の設計業務実績を証する「契約書（写し）」のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、参加申込書作成要領に記載の「事務所の設計業務実績（様式【申3-1）を証する書類のみ提出いただければ問題ありません。
32	参加申込書作成要領	2	3 添付書類（1） 事務所の設計業務実績（様式【申】4 - 1）を証する書類（契約書等の写し）は、証する書類提出は（様式【申】3 - 1）のみでよろしいでしょうか。	No.26及びNo.31の回答のとおりです。
33	参加申込書作成要領	3	参加申込書副本20部はカラーコピーでなく、印刷でも構わないでしょうか。	カラーコピーとするか印刷とするかは問いませんが、参加申込書の添付資料として画像を使用する場合は、カラーで視認しやすいものとしてください。
34	参加申込書様式	2	様式【申】2 会社概要に協力事務所情報の掲載は可能でしょうか。	様式【申】2 には、参加者（共同企業体で参加する場合は、代表者及び構成員）の情報のみ記載し、協力事務所の情報は記載しないでください。
35	参加申込書様式	2	様式【申】2 会社概要において、会社として建築建設業以外の営業も行っている場合、それに従事する技術職員の員数は含めなくてよいでしょうか。	建築建設業の技術職員の人数のみ記載してください。
36	参加申込書様式	2	様式【申】2 会社概要において、担当者名を複数名(実務担当と営業担当)記載してもよいでしょうか。	担当者名を複数名(実務担当と営業担当)記載していただいてもかまいませんが、発注者からの連絡の窓口となる方が分かるようにしてください。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
37	参加申込書様式	3、5	様式【申】3-1に掲載する会社実績と、様式【申】3-3に記載する受賞実績は、参加申込書作成要領P.1_2（4）の資格要件に適合する案件であれば、異なる案件を記載してもよろしいでしょうか。	資格要件に適合する案件であれば、異なる案件を記載いただいても問題ありません。
38	参加申込書様式	3、5	様式【申】3-3 参加者の受賞実績は【申】3-1に記載した業務実績の建築物のみが記載可能でしょうか？また同一建築物で複数受賞実績がある場合は複数記入可能でしょうか。	No.37の回答のとおりです。
39	参加申込書様式	4	様式【申】3-2の枠内に記載されている「注意書き」及び「備考」について、記入スペースを確保するために削除して作成してもよろしいでしょうか。	参加申込書提出時には、「注意書き」及び「備考」について削除いただいても問題ありません。
40	参加申込書様式	5、10	様式【申】3-3、【申】4-5の受賞実績には、個人の業績については記載可能でしょうか。	様式【申】3-3については、参加者が企業として受賞した実績を記載してください。様式【申】4-5は、配置予定技術者の方が個人として受賞した実績も記載可です。
41	参加申込書様式	5	様式【申】3-3について、建築関連の受賞実績の記入は、5つ以内となっておりますが、5物件以内という理解で問題ないでしょうか。1つの物件について複数の賞を受賞している場合、全てを記入しても、1物件のカウント宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。1つの物件で複数の賞を受賞をしている場合は、1行の中にまとめて記載してください。
42	参加申込書様式	7、8、9	様式【申】4-2～4-4、構造、設備、積算主任担当者の設計業務実績は元請でなくてもよろしいでしょうか。	主任技術者の業務実績については、元請けかどうかは問いません。
43	参加申込書様式	10	様式【申】4-5 業務名は業務内容に記載してよろしいでしょうか。	業務内容に記載いただいても問題ありません。
44	参加申込書様式 企画提案書様式		各様式は複数枚になっても、よろしいでしょうか。	枚数の指定をしている様式以外は原則1枚としますが、やむを得ず1枚に納まらない場合は、例外的に複数枚でも可とします。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
45	参加申込書様式 企画提案書様式		各様式の枠内に記載されている「注意書き」及び「備考」について、記入スペースを確保するために削除して作成してもよろしいでしょうか。	提出時には「注意書き」及び「備考」を削除いただいても問題ありません。
46	企画提案書作成要領	1	2.企画提案書の内容（6）業務の実施方針の「イ本業務の組織図、設計チームの特徴」の提案で、具体的な会社名及び物件名（写真含む）等を記載してもよろしいでしょうか。	具体的な会社名及び物件名（写真含む）等を記載していただいても問題ありませんが、参加者以外の会社名等を記載する場合は、該当の企業等に了承を得た上で記載をしてください。
47	企画提案書作成要領	2	企画提案書では、具体的な設計図、模型写真及び透視図は使用不可とされていますが、以下の表現は使用可能でしょうか。①寸法及び具体的な形状を示さないゾーニング図、②利用者・観客・選手・搬入車両等の動線概念図、③施設相互の関係を示す模式断面図、④敷地航空写真又は地図に概念的な範囲や矢印を重ねた図、⑤防災、交通、LCC等の考え方を示すダイアグラム。	列記いただいた①～⑤のそれぞれの表現については、使用可能です。
48	企画提案書作成要領	2	二次提案における「駐車場の必要台数」とは、基本計画に示された250台以上を必須条件とする理解でよろしいでしょうか。また、必要台数は全て計画敷地内に常設駐車場として確保する必要があるでしょうか。それとも、周辺施設との共同利用、イベント時の臨時駐車場、パークアンドライド等を含めて提案することも可能でしょうか。	駐車場の台数250台以上は必須条件となります。また、必要台数は計画敷地内に常設駐車場として確保することを基本とします（地上、地下は問わない）。ただし、近隣で常設駐車場として必要台数を確保する方法を提案いただくことは妨げません。また、周辺施設との共同利用、イベント時の臨時駐車場、パークアンドライド等を含めて提案することも可能です。
49	企画提案書様式	2	1次提案書にて提出する様式【企】2-1（設計工程計画）について、提示されたワード様式は5ヶ月で構成されていますが、「企画計画書作成要領 2.企画提案書の内容（4）」において設計工程計画は令和8年11月から令和10年4月を目安とすると記載があり、18ヶ月に変更して作成してよろしいでしょうか。その際、A3×1枚に18ヶ月を記載すると考えてよろしいでしょうか。	様式を18か月に変更して作成をお願いします。また、A3×1枚を基本としますが、文字が小さく見えにくくなる可能性がある場合は、複数枚に分けていただいても問題ありません。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
50	企画提案書様式	2	一次提案書にて提出する様式【企】2-1（設計工程計画）について、積算金額の記載がありますが、2次提案書にて見積書の提出が求められています。設計工程計画に記載する積算金額は目安であり、評価対象外と考えてよろしいでしょうか。 また、設計費の提示額は2次提案書提出時の見積書を正として、様式【企】2-1（設計工程計画）に記載する積算金額は概算として、見積書との整合は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	設計工程計画に記載する積算金額は一次提案書作成時点の概算金額を記載してください。こちらの金額は一次審査において直接の評価対象とはなりませんが、評価の参考とする場合があります。また、二次提案の際にご提出をいただく見積書は、二次審査における評価対象となります。 設計工程計画と見積書の金額は必ずしも整合する必要はありませんが、どちらも募集要領に記載する見積限度額以内の金額としてください。
51	企画提案書様式	2	様式【企】2-1 設計工程計画は複数枚になってよろしいでしょうか。	A3×1枚を基本としますが、文字が小さく見えにくくなる可能性がある場合は、複数枚に分けていただいて問題ありません。
52	企画提案書様式	2	様式【企】2-1 設計工程計画の積算金額には経費、諸経費、技術料等経費、などは含めなくてよろしいでしょうか。	できる限り含めた金額での記載をお願いしたいですが、経費、諸経費、技術料等経費などを含めることが困難である場合は、含めなくても問題ありません。ただし、その場合は、その旨分かるように記載をしてください。
53	企画提案書様式	3	(5)様式【企】2-2イに「協力事務所として参加した場合の実績は除く」とありますが、構造、設備、積算が協力事務所として参加している場合の実績は記載不可となりますでしょうか。（なお、様式【企】2-2には、備考3.共同企業体で参加の場合、構成員及び協力事務所に該当する者は、氏名の下の（ ）に記入すること。と記載あり）	協力事務所として参加している場合の実績は記載不可です。
54	企画提案書様式	3	様式【企】2-2の氏名の下の（ ）には「構成員」または「協力事務所」と該当するものは記入すればよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	企画提案書様式		二次提案書にて提出する見積書は任意様式と考えてよろしいでしょうか。また提出は、正本1部のみと考えてよろしいでしょうか。	見積書は任意様式で問題ありません。提出は、正本1部、副本20部の提出をお願いします。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
56	企画提案書様式		設計委託料算定に際して、書式は任意で宜しいでしょうか。	No.55の回答のとおりです。
57	企画提案書様式		二次提案時に提出する本業務の見積書について、指定様式又は必須の内訳項目はありますでしょうか。また、設計分野別、基本設計・実施設計別、追加業務別等の内訳を記載する必要がある場合は、必要な区分をご教示ください。	見積書は任意様式です。また、見積書の内訳については、設計分野別、基本設計・実施設計別については最低限記載いただくようお願いします。
58	企画提案書様式		見積書は任意様式でよろしいでしょうか。	No.55の回答のとおりです。
59	企画提案書様式		見積書の項目は任意でよろしいでしょうか。	No.57の回答のとおりです。
60	審査要領	1	候補者の選定は、二次審査の採点によって決まり、一次審査の採点は考慮されないでしょうか。	一次審査の点数は二次審査へは持ち越しません。したがって、ご理解のとおり契約候補者の選定は、二次審査の採点によって決まります。
61	審査要領	1	2.審査の項目及び点数において、一次審査の点数は二次審査に持ちこしになりますでしょうか。	No.60の回答のとおりです。
62	審査要領	1	審査要領の1ページ目に一次審査135点と二次審査190点ですが二次審査は各々の審査での点数評価と考えて宜しいでしょうか	No.60の回答のとおりです。
63	審査要領	1	3.審査の日程等にある別紙「審査基準（一次審査）」及び別紙「審査基準（二次審査）」は公表して頂けますでしょうか。	別紙「審査基準」については公表済みです。（審査要領と同ファイル内の4ページ、5ページに掲載しています。）

No.	資料名	頁	質 問	回 答
64	審査要領	1	3(2)の二次審査のプレゼンテーションには管理技術者・主任技術者の出席が必要でしょうか。また、参加人数に制限はありますか？	二次審査のプレゼンテーションに出席を求める方の条件はありませんが、審査委員からの質疑等に対応できる方の出席をお願いします。 参加人数については、制限を設ける予定はありませんが、必要最小限としてください。
65	審査要領	1	プレゼンテーションに参加出来る人数はパソコン操作員含め何人まで可能でしょうか。	No.64のとおりです。
66	審査要領	1	二次審査プレゼンテーションの参加人数に制限はございますか。	No.64のとおりです。
67	審査要領	1	二次審査のプレゼンテーションでは、模型を用いての説明は可能でしょうか。	模型を用いての説明は不可です。二次提案書で提出した資料で説明をしてください。
68	審査要領	1	二次審査のプレゼンテーションでは、モニターを用いたプレゼンテーションは可能でしょうか。	モニターを用いたプレゼンテーションは可能です。モニターは県の方で準備したものを使用していただく予定です。
69	審査要領	4	様式【申】4-5の管理技術者と意匠主任技術者の受賞実績の審査方法について、5件までの記載とありますが、別紙「審査基準」に記載された配点は2点となっています。 例えば、記載件数が5点であれば満点の2点で、1～4件であれば1点と審査されるのでしょうか。点数の評価方法をご教示ください。	点数の評価方法については、現時点ではお答えできません。
70	審査要領	4	審査基準における一次審査と二次審査の地理的条件ですが様式【申】5 協力事務所の概要と様式【申】6 共同企業体届出書兼委任状がありますが、協力事務所若しくは共同企業体いずれかに地元企業が参画していれば同じ評価点になりますでしょうか。	高知県内の営業拠点の有無については、共同企業体で参加する場合、代表者と構成員が評価の対象となります。従いまして、協力事務所は評価の対象となりません。また、点数の評価方法については、現時点ではお答えできません。
71	審査要領	4	各技術者の実績ですが業務実績の立場によって点数は変動するのでしょうか。	点数の評価方法については、現時点ではお答えできません。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
72	審査要領	4	管理技術者及び意匠担当主任技術者の受賞実績には業務おける立場によって評価点の優劣など条件ありますでしょうか。	点数の評価方法については、現時点ではお答えできません。
73	設計書	共-1	概算工事費19,170,000千円（消費税相当額を除く。）に含まれる範囲について、以下の項目の内外をご教示ください。①外構及び駐車場工事、②地下又はピロティ駐車場、③人工芝及び憩いの場の整備、④大型映像装置、音響・照明設備及びデジタルサイネージ、⑤移動観覧席及び可動床、⑥スポーツ器具、プール備品及び競技備品、⑦什器、家具、備品及び運用機器、⑧情報通信、入退場管理及びセキュリティ設備、⑨物価上昇分及び予備費、⑩現県民体育館及び旧南消防署の解体工事。	概算工事費19,170,000千円（消費税相当額を除く。）に含まれる範囲については以下のとおりです。 ①外構及び駐車場工事、②地下又はピロティ駐車場、③人工芝及び憩いの場の整備
74	設計書	共-1	公表されている特記仕様書の概算工事は現時点の目安と認識できますが、今後の物価上昇分は工事費へ反映されるのでしょうか。	ご理解のとおり、特記仕様書に記載の概算工事費は現時点での試算であり、今後の物価上昇分については、適切に工事費へ反映していくことを想定しています。
75	設計書	共-1	「3（2）設計の条件」に施設の延床面積約24,333㎡とありますが、設計費算出の根拠としますので、各施設の内訳面積をご教示ください。 （メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、屋内プール）	施設の延床面積の内訳はメインアリーナ9,900㎡、サブアリーナ4,900㎡、武道館1,650㎡、屋内プール1,050㎡、駐車場6,833㎡です。ただし、これはあくまでも基本計画策定時のモデルプランにおける想定面積ですので、それぞれの提案の内容に沿った施設面積で設計費の算出をお願いします。
76	設計書	共-2	「Ⅱ_2. 2)d」.に、構造担当は「構造設計一級建築士」を配置することとありますが、プロポーザルの参加要件に構造主任技術者の資格保有条件は特にありませんので、プロポーザルの参加申込書で配置する構造主任技術者は一級建築士でも可として、実務を行うときの体制で、構造の照査技術者として構造設計一級建築士を配置することでもよろしいでしょうか。	設計書に記載のとおり構造担当者には「構造設計一級建築士」の配置を求めますので、参加申込み時点から配置予定技術者には資格がある方を配置するようにしてください。 募集要領には資格の要件に関する記載がなかったので、別添のとおり募集要領を修正させていただきます。
77	設計書	基-5	「Ⅲ-1（2）追加業務」で、基本設計で透視図作成（A3×14枚、額あり）とあり、「P.建-7_IV-1（2）追加業務」で、実施設計でも透視図作成（A3×14枚、額あり）とありますが、どちらも必要と考えてよろしいでしょうか。	基本設計、実施設計ともに作成をお願いします。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
78	設計書	基-5	Ⅲ業務仕様（基本設計）（4）において、基本設計は着手後300日以内で完成と記載があります。基本設計にて完成検査を受検し、支払請求が可能と考えてよろしいでしょうか。	基本設計完成時点で出来高検査を行い、検査合格後支払い請求をしていただくことは可能です。
79	設計書	基-5	Ⅲ業務仕様（基本設計）（4）において、基本設計は着手後300日以内で完成と記載があります。上記期限内であれば、基本設計期間の設定は提案者の任意と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり300日以内であれば、基本設計の期間は提案者の方で設定いただいて問題ありません。
80	設計書	基-5	基本設計は着手後300日以内に完成し、部分引渡しを受けるとありますが、部分引渡しまでに、アドバイザーからの意見、住民等からの意見及びCM受託者による確認を反映し、県の承認を得る必要があるという理解でよろしいでしょうか。また、基本設計の承認及び部分引渡しに係る具体的な手続をご教示ください。	ご理解のとおりです。基本設計の承認及び部分引き渡しについては、受注者からの基本設計完了の申し出後、県において出来高検査を実施し、検査に合格しましたら基本設計の承認及び部分引渡しとなります。
81	設計書	建-7	「計画通知及び確認申請手続き業務」について、「民間確認審査機関による確認申請も可能」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、計画通知手数料の変更は行いません。
82	設計書		契約締結日から540日の履行期間内に、計画通知又は建築確認申請について、申請書提出までを行うのか、確認済証等の交付までを完了する必要があるのかをご教示ください。また、構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査期間も540日に含む理解でしょうか。	確認済証等の交付までを履行期間内で完了するようにしてください。 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査期間についてもご理解のとおり、含みます。
83	基本計画		基本計画のあるとよいスペース・機能として、カフェ・レストランが多くの人から要望されていましたが今回の計画には盛り込まない考えでしょうか。	施設構成については、メインアリーナ、サブアリーナ、武道館、プールを基本とし、それぞれの施設の中に必要な各諸室を配置することとしています。各施設の中や屋外を活用し、カフェやレストランなどの機能・サービスを提供することが可能かも含めて多様なご提案をいただければと考えています。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
84	基本計画		アスパルこうちおよび市立潮江市民図書館側の隣地境界線をアスパル側に動かしても良いでしょうか。	アスパルこうち及び市立潮江市民図書館と新県民体育館との隣地境界線については、現在土地所有者である高知市と県で協議中のため、確定していません。アスパルこうちのグラウンド全体を新県民体育館の敷地として活用することを想定していますが、新県民体育館の建物とアスパルこうちの建物は一定の距離（15m以上を想定）を確保する予定ですので、それを踏まえたご提案をお願いします。
85	基本計画		駐車場について屋内外、屋根付き等とご指定はありますでしょうか。	駐車場は250台以上という台数以外の条件はありませんので、整備場所や仕様についてはご提案をお願いします。
86	基本計画		現状の駐車場は無料利用と認識しておりますが、新設の駐車場の運営について、駐車料金を徴取する考えをお持ちでしょうか。	現時点では駐車料金を原則有料化することを想定しています。
87	基本計画		「新県民体育館整備等基本計画 P.41 図32」にて、関係規則のガイドラインが示されておりますが、記載の内容の通り、「入場可能数」「協議面積」「必要諸室」のみを整備条件とし、その他の仕様（例えば、音響設備や空調設備、大型映像設備など）は努力義務という認識でよろしいでしょうか。	「入場可能数」「競技面積」「必要諸室」以外の仕様についても、各プロスポーツ等の関係規則、ガイドライン等に定める基準を満たす又は将来的に満たすための改修等が可能な仕様・設えとしてください。
88	基本計画		基本計画時の周辺の交通量（人・車）、景観ガイドラインの策定があれば開示いただけますでしょうか。	基本計画策定時には周辺の交通量や景観ガイドラインの策定は行っていません。なお、今後周辺の交通量等の調査を行うことを検討しています。
89	基本計画		施設構成としての想定必要諸室、想定面積がわかる資料等ありましたら開示いただけますでしょうか。	「新県民体育館等基本計画」のP46において、想定される主な必要諸室を記載しています。その他の諸室については、参加者からの提案とします。
90	基本計画		整備スケジュールにおいて、基本設計と実施設計がまとめて記載されていますが、それぞれの工期の想定や成果物の想定はありますか。	基本設計を業務着手後300日以内に完成することを想定しています。また、成果物については、金抜き設計書内の「建築設計委託業務特記仕様書」に記載していますので、ご確認ください。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
91	基本計画		構造性能として、構造体：Ⅱ類、建築非構造、部材：A類、建築設備：甲類（それぞれ同等若しくはそれ以上）を基本とするとありますが、本計画はメインアリーナ、サブアリーナ等複数棟で構成される想定であり、いずれの棟も同じ目標を想定されていますか。	いずれの棟も同じ目標を想定しています。
92	基本計画		「指定避難所」に加え、「指定緊急避難所」としての機能を備えた防災拠点を成立させる一案として、免震や制振構造の採用も、大臣認定ルート等の手続きを伴う設計フローになりますが選択肢として考えてよろしいでしょうか。	問題ありません。
93	基本計画		安全性への配慮として大地震発生時等の非常時において、“メインアリーナの2階以上の観客席やコンコース”、“サブアリーナの屋上”など緊急一時避難場所の想定が記載されていますが、これは「指定緊急避難場所」は全ての棟でなく、例えばメインアリーナ、サブアリーナに限定されることもお考えでしょうか。	新県民体育館は「指定緊急避難場所」の指定を受けることを想定していますが、全ての棟で指定を受けるかどうかは、今後、高知市と協議のうえ検討していく予定です。
94	基本計画		構造躯体のご指定はございませんが、高知県の「県産材利用推進方針」に基づき、要求性能を満足した上で合理的と考えられれば、構造体の一部に木材を利用する（ハイブリッド構造）ことも想定してよろしいでしょうか。	高知県の「県産材利用推進方針」に基づいた内容であれば、構造体の一部に木材を利用する（ハイブリッド構造）ご提案をいただくことも可能です。
95	基本計画		第10章の想定されている解体整備スケジュールがありますが、更新されたスケジュールがありましたら開示いただけないでしょうか？また、解体設計を担う会社は既に決まっていますでしょうか？	解体整備のスケジュールは、基本計画に記載している内容が最新になります。解体設計の受注者は今後入札を行う予定をしており、現時点では未定です。
96	基本計画		サブアリーナに「屋上には運動や活動ができる人工芝等のスペースを設置」とありますが、想定されている競技（面数等）はありますでしょうか。	具体的な競技としてはフットサル等が想定されますが、今後関係者と協議の上具体的な使用方法等を検討していく予定です。
97	基本計画		6.イメージパースの「図表41 南西からみたアイレベルパース」では前面道路の路面電車高架から接続されているように見受けられますが、接続の想定や今後の計画での接続予定等があるのでしょうか。ご教示ください。	基本計画では、歩道橋と一体的に整備する計画とはしておりません。今後、利用者の利便性向上や安全性の確保の観点から、歩道橋の再整備や路面電車の電停から新県民体育館への接続ルートのあり方について検討を進める予定です。このため、本業務にはこれらに係る設計業務は含まれておらず、見積金額にも含める必要はありません。なお、歩道橋の再整備や電停からの接続ルートなどを含めた提案を行うことを妨げるものではありません。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
98	基本計画		環境への配慮とありますが、想定されるZEBランクや具体的な設定指標があればご教示ください。	想定するZEBランクや具体的な指標の設定は想定していません。
99	その他		アスパルこうち、市立潮江市民図書館の平面図、立面図、断面図を共有していただけないでしょうか。	アスパルこうち、市立潮江市民図書館は県所管の建築物ではないため、県から平面図や立面図、断面図を提供することはできません。必要であれば、建物を所管する高知市へ開示請求をお願いします。
100	その他		敷地のCADデータを提供いただけないでしょうか。	県ではCADデータを保有していないため、提供はできません。なお、土地を所管する高知市もCADデータは保有していないとのことです。
101	その他		当該敷地のCADデータを提供頂くことは可能でしょうか。「新県民体育館整備事業基本・実施設計委託業務 説明書」別紙2 記載の敷地境界線についても記載があることが望ましいです。	No.100の回答のとおりです。
102	その他		周辺敷地の平面図や断面図など敷地情報がわかるcadデータ等は配布予定でしょうか。	No.100の回答のとおりです。
103	その他		計画敷地のCADデータがあればご教示ください。	No.100の回答のとおりです。
104	その他		敷地周辺のCADデータをいただくことは可能でしょうか。	No.100の回答のとおりです。
105	その他		敷地周辺のボーリングデータがあれば共有していただけないでしょうか。	別添資料を提供いたします。現在の県民体育館が位置する1か所のボーリングデータです。現在入札手続中の「新県民体育館整備事業地質調査委託業務」において、新たに4 か所の地質調査を実施予定です。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
106	その他		地盤調査報告書、ボーリング調査書などがありましたらご提示ください。	No.105の回答のとおりです。
107	その他		実現性の高い基礎構造や地下構造の提案（コスト縮減提案含む）を行うため、敷地内または近隣の既存ボーリング柱状図（支持層の深さや地下水位が分かる資料）を、本質疑の回答と併せて開示いただくことは可能でしょうか。	No.105の回答のとおりです。
108	その他		計画敷地の地盤調査資料（ボーリングデータ等）があればご教示ください。	No.105の回答のとおりです。
109	その他		既存体育館および、旧南消防署の既存図をご提示ください。	既存体育館については、耐震改修時の設計図面（PDF）を添付します。 旧南消防署については、県の所有ではないことから、県では既存図を保有していないため、提供はできません。
110	その他		既存建物の基礎躯体図面があればご教示ください。	既存建物の基礎躯体図面はデータがありません。原本はスポーツ課が保有していますので、確認したい場合は、事前にスポーツ課まで連絡のうえ、お越しください。
111	その他		敷地周辺のインフラ情報(上下水道・ガス等)をいただくことは可能でしょうか。	現在の県民体育館は、プールとトイレの排水については工業用水道、それ以外については上水道を利用しています。また、ガスは都市ガスを利用しています。
112	その他		計画敷地のインフラ関係資料があればご教示ください。	No.111の回答のとおりです。
113	その他		ランニングコスト低減提案に関し、県内同規模の施設における年間の光熱水費について、資料（単価・使用量の月額内訳等・直近3年間程度）があれば、ご提示頂くことは可能でしょうか。	県内に今回整備する新県民体育館と同規模の施設はありませんが、参考に現県民体育館と県立武道館の実績について別添資料を提供いたします。

No.	資料名	頁	質 問	回 答
114	その他		一次審査通過者に対して、二次提案書作成前に以下の資料を貸与いただけるでしょうか。貸与予定がある場合は、資料の種類、データ形式及び貸与時期をご教示ください。①敷地測量図、境界確定資料及びCADデータ、②既存建物図面、③地質調査及び液状化調査資料、④地下埋設物及びインフラ資料、⑤浸水、津波及び避難に関する資料、⑥交通量、駐車需要及び来場者移動に関する調査資料、⑦近隣教育施設、周辺住民及び関係団体へのヒアリング資料。	①～⑦の資料については、以下のとおりです。 ①：No.100のとおりです。 ②：No.109及びNo.110のとおりです。 ③：No.105のとおりです。 ④：現時点で提供できる資料はありません。 ⑤：基本計画P49をご確認ください。 ⑥：今後調査を実施することを検討しています。 ⑦：基本計画P16～のとおりです。 これ以外に現時点で、一次審査通過者に対して、二次提案書作成前に追加の資料貸与は想定していません。ただし、今後参加者に対して開示することが望ましい資料が発生した場合は、必要に応じて対象者にご連絡をさせていただきます。
115	その他		一次審査通過者を対象とした現地説明会又は現地確認の機会は予定されていますでしょうか。予定がない場合、事前に連絡したうえで現敷地及び既存施設の確認を行うことは可能でしょうか。	一次審査通過者を対象とした現地説明会又は現地確認の機会は予定していません。ただし、各参加者が独自に現敷地及び既存施設の確認を行うことは妨げませんので、確認したい場合は、事前に県民体育館指定管理者（TEL：088-831-1166）までご連絡をお願いします。